

親なき後にそなえて ～家族信託と成年後見制度の活用方法～

- ▼日 時：令和4年10月27日（木）午後6～8時
- ▼会 場：三鷹市教育センター3階大研修室（三鷹市役所正面の建物）
- ▼内 容：後見人等に多数就任中の司法書士が、家族信託・任意後見等の仕組みを活用した「親なき後問題」の解決に向けた取り組みをご紹介します。
- ▼申 込：令和4年10月26日（水）までに下記連絡先（TEL/FAX）または専用の入力フォーム（二次元バーコード/URL）よりお申し込み下さい。
- ▼定 員：50名（先着順）



みやた ひろし
講師：宮田 浩志 さん

【プロフィール】

司法書士・行政書士 宮田総合法務事務所（吉祥寺）代表。
後見人等に多数就任中の経験を活かし、家族信託・遺言・任意後見等の仕組みを活用した「認知症による資産凍結対策」「争族対策」「親なき後問題」について全国からの相談が後を絶たない。
特に家族信託のコンサルティング分野では先駆的な存在で、日本屈指の相談・組成実績を持ち、全国でのセミナー講師、TVへの出演依頼、新聞・雑誌への寄稿も多数。

【問い合わせ（申込）先】

三鷹市障がい者支援課障がい者相談係 担当 鈴木・波照間

TEL：0422-29-9233 FAX：0422-47-9577

<https://logoform.jp/form/ejBZ/160815>

